第

3819

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2009年)平成21年 8月 12日 水曜日

発行所

大阪市中央区備後町2-4-6 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

## △ 老人ホームへの入所と小規模宅地等の適用

**Q**:老人ホームに入居していた被相続人の 自宅に小規模宅地の適用があるかどうかで争 われた事件があったとか。どのようになった のですか?

A:小規模宅地等の適用はないとして請求を却下しました。

## 【解説】

この事件は、老人ホームに入所していた被相 続人の入所前の自宅に対して小規模宅地等の 適用をして申告をしたことに対して、相続開始 直前に被相続人の居住の用に供していたとは いえないとして否認、更正処分されたのが原因 で争われたものです。

請求人は、相続で取得した家屋が相続開始直 前における被相続人の生活の拠点として、居住 の用に供されていたのであるから、小規模宅地 等の適用は認められるべきだと主張したのに 対し、裁決では、老人ホームへの入所は介護目 的であったことは認められるものの、①終身入 居が可能であること、②入所者は終身にわたり 専用居室が使え、介護サービスが受けられ、終 身生活することも可能であったこと、③入所対 価としての預り金も入所時に支払っており、経 済的にも終身にわたって利用することが可能 であったこと、④実際に老人ホームから外出し たこともなく生活していたことなどから、客観 的にみて一時的なものであったとはいえず、相 続開始直前において、被相続人の居住の用に供 していたとはいえないことから、小規模宅地等 の適用はできないとして請求を棄却しました。







